

議員発案第5号

加茂市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を次のとおり提出する。

平成18年6月22日

提出者	加茂市議会議員	高井	保
賛成者	同	中野	元栄
同	同	安中	弘
同	同	安武	秀敏
同	同	樋口	浩二
同	同	茂岡	明与司
同	同	高橋	禧雄
同	同	安田	憲喜
同	同	山田	義栄

平成18年6月29日議決

加茂市議会議長 関 龍 雄

加茂市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

加茂市議会の議員の定数を定める条例（平成十四年条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「二十二人」を「二十人」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年一月一日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

議員発案第6号

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資法」及び「貸金業の
規制等に関する法律」の改正を求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成18年 6月23日

提出者 加茂市議会議員 小 野 吉太郎

賛成者 同 広 野 豊 作

同 同 高 井 保

同 同 安 中 弘

同 同 樋 口 博 務

同 同 大 桃 一 明

平成18年 6月29日議決

加茂市議会議長 関 龍 雄

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資法」及び「貸金業の
規制等に関する法律」の改正を求める意見書

現在、公定歩合が年0.10%、銀行の貸出平均金利が年2%以下という超低金利時代のわが国において、消費者金融、信販会社、商工ローン等の貸金業者は、利息制限法が定める制限金利（年15%～20%）でさえ高金利と言えるところ、貸金業規制法43条の要件遵守を条件に、出資法の上限金利たる年29.2%（日賦貸金業者及び電話担保金融は、年54.75%）という超高金利での営業をしています（所謂「みなし弁済」）。

先般、最高裁判所は、貸金業者のほとんどが採用する「リボルビング式」の貸付けに「みなし弁済」の適用はないと判示し（最判平成17年12月15日）、強行にみなし弁済の成立を主張し続けてきた株式会社シティズに対してもその主張を退けたところです（最判平成18年1月13日）。両判決の意味するところは、あらゆる貸金業者の貸付に「みなし弁済」が成立しないということであり、もはや、貸金業規制法43条の存続意義は認められないと言えます。

「みなし弁済」が成立しない以上、利息制限法の制限金利を超えた部分は「払う必要のない利息」であるにもかかわらず、貸金業者は、両判決の後も利息制限法に定める所定金利に改めないばかりか、法を知らない債務者に何らの説明をすることもなく、本来無効の利息を違法に受け続けています。

一方、長引く経済不況を背景に、全国では債務整理を必要とする多重債務者が200万人にも及ぶと推測され、これだけの数の債務者が「払う必要のない利息」のために苦しめられ、自己破産・夜逃げ・一家離散・校内暴力・自殺・強盗や殺人等の犯罪といった社会問題を引き起こすに至っているのです。また、平成17年における金融広報中央委員会の調査では、「貯蓄を保有していない世帯」の比率が全体の23.8%を占めています。余裕資金のない中で、突発的な出費に対応するために、高金利の貸金業者を利用した世帯では、返済に窮するだけでなく、子供の学費や税金、社会保険料等の滞納が常態化しています。

このような状況のもとで、平成19年1月には出資法の上限金利を見直す時期を迎えます。国においては、貸金業規制法43条の存続意義がなくなっただけで、同条を廃止することに加え、住民が安心して経済生活を送ることができる適正な金利規制など、下記のとおり法改正を行うよう強く要望するものです。

記

1. 下記のとおり、出資法及び貸金業規制法を改正すること。

- (1) 出資法第5条の上限金利を、利息制限法第1条の制限金利まで引き下げること
- (2) 貸金業規制法43条のいわゆる「みなし弁済」規定を撤廃すること
- (3) 出資法における、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成18年 6月29日

加茂市議会議員 関 龍 雄

内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
金融担当大臣
衆議院議長
参議院議長
様

議員発案第7号

30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成18年 6月27日

提出者 加茂市議会議員 佐野 正三良

賛成者 同 田沢 弘一

同 同 山田 義栄

同 同 中野 元栄

同 同 茂岡 明与司

同 同 安武 秀敏

同 同 星野 昭吾

同 同 今井 詔一

平成18年 6月29日議決

加茂市議会議長 関 龍雄

30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める意見書

戦後の我が国の教育は、国民の理解と関係者の努力によって著しい発展を遂げ、教育の機会均等の実現と教育水準の向上が図られてきたところであります。しかし、昨今の教育界は、いじめや不登校、暴力行為など深刻な教育問題があり、その解決のためにも、これまでの知識を教え込む一斉的、画一的な教育から、一人一人の子どもの個性を大切にし、ともに学ぶ教育へと転換していくことが求められています。それには、学級規模を30人以下に縮小することをはじめ、子どもたちの学びに応じてきめ細かな教育が可能となる教職員配置が何よりも必要です。また、読書活動の推進、食教育・健康教育の充実、地域に根ざした教育の実現のためにも、国が適正な義務標準法を改定し、適正に教職員を配置すべきです。

中越大震災を経験した多くの子どもたちへの心のケアのため、政府は2004年度から教育復興加配教員を加配してきました。一人一人の子どもたちにきめ細かに対応できるようになり、子どもたちが徐々に明るさを取り戻しています。このような地域の事情と子どもたちの実態に応じて弾力的な教職員加配することは極めて重要です。

義務教育は憲法の要請に基づき、子どもたち一人一人が国民として必要な基礎的資質を培い、社会人となるためのものです。教育の全国水準の維持向上や機会均等を確保するために義務教育費国庫負担制度が設けられました。地方への多大な負担を課すことなく義務教育の基盤を作っていくことは国の責務です。

こうした教育事情を考慮され、豊かでゆきとどいた教育を実現するため、以下のことを十分踏まえ法改正及び財源措置を講ぜられるよう強く要望いたします

記

1. 30人以下学級の実施をはじめ、読書の推進、健康教育や食教育の充実、地域に根ざした教育の推進などの教育課題に対応するために「義務標準法」を改正すること。
2. 地域の事情や子どもの実態を考慮した弾力的な教職員加配を行うこと。
3. 義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担割合を三分の一から二分の一にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成18年 6月29日

加茂市議会議員 関 龍 雄

内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
総務大臣
様